

IV 救 助 の 概 要

1 救助体制

(1)救助体制

県内の救助体制は、平成20年4月1日現在、消防法第36条の2の規定ならびに「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」に定める基準に従い、救助活動に関する高度な専門教育を受けた隊員、救助活動に必要な資機材及びこれらの資機材を搭載した救助工作車等によって構成される救助隊を設置している消防本部は13消防本部、37市町村で、全市町村の94.8%に当たり、人口比では99.6%に当たる地域をカバーするに至っている。（資料第34表参照）

救助隊の状況

20.4.1現在

救助隊設置 消防本部数	救助隊設置 市町村数	人口	左の比率
13	37	1,407,101	99.6

(2)救助隊数及び救助隊員数

救助隊は13消防本部に19隊設置されており、救助隊員は332人となっている。

(資料第34表参照)

救助隊数及び救助隊員数

20.4.1現在

区 分	救 助 隊 数			救 助 隊 員 数		
	専 任	兼 任	計	専 任	兼 任	計
救 助 隊 (省令第3条を満たす救助隊)	5	14	19	70	262	332
うち特別救助隊 (省令第4条を満たす救助隊)	5	2	7	70	38	108

(3)救助隊が乗車する車両及び主な保有資機材

救助隊が乗車する車両としては複雑多様化する各種災害、事故に迅速に対処することのできる資機材を搭載した救助工作車の整備が図られている。

また、救助隊の保有する資機材についても、救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令に定める基準に従い専門化した機械器具の整備が図られている。

(資料第34表、第37表参照)

救助活動に使用する車両の保有状況

20. 4. 1 現在

使用車両	救助工作車	はしご車	屈折はしご車	ポンプ車	タンク車	化学車	その他	計
車両台数	19	7		2			5	33

救助活動のための主な機械器具等の保有状況

20. 4. 1 現在

救助隊が装備するもの	三連はしご	救命索発射銃	油圧スプレッサー	油圧切断機	可搬ウィンチ	エンジンカッター	チェーンソー	ガス溶断機	可燃性ガス測定器	空気呼吸器
	51	26	27	22	43	40	52	21	34	354
特別救助隊が装備するもの	空気ジャッキ	大型油圧スプレッター	大型油圧切断機	削岩機	空気鋸	有毒ガス測定器	酸素濃度測定器	放射線測定器	送排風機	酸素呼吸器
	25	19	20	21	24	23	24	17	23	71

2 救助活動の実施状況

(1) 救助活動の状況

平成19年中における県内の救助活動の状況は、出動件数764件、活動件数496件、救助人員486人で、前年に比べ、出動件数で34件（4.3%）減少、活動件数で23件（4.8%）、救助人員で5人（1.0%）増加した。

（資料第35表、第36表参照）

救助出動件数、活動件数及び救助人員

救助出動件数		救助活動件数		救助人員	
	対前年 増加率		対前年 増加率		対前年 増加率
764	△4.3	496	4.8	486	1.0

(2) 事故種別救助活動の状況

平成19年中の事故種別の救助活動の状況は、出動件数では交通事故が35.6%と最も多く、続いて建物等、水難事故の順となっており、また活動件数でも交通事故が27.8%と最も多く、続いて建物等、火災による事故の順となっている。

救助人員については、交通事故が33.1%と最も多く、救助活動1件当たり1.2人を救助しており、続いて建物等による事故の順となっている。

（資料第35表、第36表参照）

事故種別救助活動

	火災	交通事故	水難事故	自然災害	機械による事故	建物等による事故	ガス及び酸欠事故	破裂事故	その他	合計
救助出動件数 (件)	28 (3.7)	272 (35.6)	31 (4.1)	2 (0.3)	25 (3.3)	66 (8.6)			340 (44.5)	764 (100.0)
救助活動件数 (件)	28 (5.6)	138 (27.8)	23 (4.6)	1 (0.2)	12 (2.4)	47 (9.5)			247 (49.8)	496 (100.0)
救助人員 (人)	6 (1.2)	161 (33.1)	24 (4.9)	3 (0.6)	12 (2.5)	43 (8.8)			237 (48.8)	486 (100.0)
救助活動1件当たりの救助人員	0.2	1.2	1.0	3.0	1.0	0.9			1.0	1.0